

## 令和7年第1回赤穂市教育委員会議事録

- 1 日 時 令和7年1月24日 午後2時00分
- 2 場 所 赤穂市役所第2庁舎第2会議室
- 3 出席委員

教 育 長	尾 上 慶 昌
教育長職務代理者	大 河 龍 生
委 員	池 田 弘 美
委 員	志 水 予
委 員	井 本 学 明
- 4 委員以外の出席者

教 育 次 長	高 見 博 之
教 育 次 長	河 本 学
文化財担当参事兼文化財課長	中 田 宗 伯
学校給食センター担当参事	正 木 洋 志
総 務 課 長	近 藤 雅 之
学校給食センター所長	山 田 善 達
こども育成課長	山 内 陽 子
幼児教育指導担当課長	中 塚 真由美
学校教育課長	杉 山 建 一
学校教育課中学校指導教育担当係長	福 田 大 介
生涯学習課長	万 代 充 彦
スポーツ推進課長	岸 本 年 正
中央公民館長兼市民会館長	本 家 信 治
図 書 館 長	狩 川 真 人
書 記	長 尾 一 史
- 5 付議事項

報告1	令和7年赤穂市二十歳のつどいについて
報告2	赤穂市食物アレルギー対応マニュアルの制定について
報告3	赤穂市部活動地域移行の進捗について
その他	(1) 問題行動、いじめ・不登校の状況について

議 事 録 署 名

教 育 長 尾 上 慶 昌

署 名 人 井 本 学 明

署 名 人 大 河 龍 生

## 令和7年第1回赤穂市教育委員会議事録

教育長 ただいまより、第1回教育委員会を開会いたします。  
委員全員のご出席をいただいておりますので、会は成立しております。

なお、本日の議案説明にあたり、福田中学校教育指導担当係長が出席しておりますので、ご紹介させていただきます。

福田中学校教育指導担当係長 （挨拶）

教育長 はじめに、令和6年第12回教育委員会議事録の署名を井本委員、大河委員にお願いします。

（教育長署名後、井本委員、大河委員の署名）

次に、教育長の報告を行います。

教育長 （教育長活動報告）

次に、赤穂市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名人2名を次のとおり指名いたします。

大河委員と池田委員にお願いします。

議事に先立ち赤穂市教育委員会会議規則第5条の規定により、議案の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

その他（1）については、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第7号の会議の公開が不相当である事件に該当すると考えられますので、非公開としてよろしいか。

全委員 異議なし。

教育長 以上のおおりの賛成をもちまして、その他（1）については非公開と決定いたします。

それでは、審議に入ります。

報告1「令和7年赤穂市二十歳のつどいについて」事務局の説明をお願いいたします。

事務局 （令和7年赤穂市二十歳のつどいについて議案書2～3ページに基づき説明を行った。）

教育長 ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

委員 私は、委員と2人で、受付開始から少したって、入場したのですが、参加者は、ほとんど式典会場内に入っておらず、ビデオレターが終わってから入ってきていました。ビデオレターを見てもらうためにどのような方法があるかをもう少し考えてはいかがでしょうか。恐らく案内状を見ていないのではないかと思います

事務局 スムーズに入場し、ビデオレターを見ていただけるよう次年度は検討してみたいと思います。ありがとうございます。

委員 先ほどの話になりますが、式典会場内に入ってから、ビデオレ

ターが上映されているということに気づくという人が多かったように思います。式典後に上映していた年もありましたが、その時はほとんど帰られることはなく、すごく喜んでいました。内容的には、とても良いビデオレターとなっていますので、みんなに見ていただければとてもあたたかい式典になると思います。できればビデオレターも含めた式典になるよう、工夫ができたらと思いました。

事務局           それも含めた式典という形について、次年度に向けて宿題とさせていただきますと思います。

委員               感想なのですが、式典が終わってから、二十歳のつどいに参加した近所の子供にどうだったかと伺ったところ、式典自体はあんなもんだと言っていました。ただ、その前後に友達と会って話ができただけの方がよかったと言われておりました。こういう式典があるからそういう機会があるのだと思います。また、来賓の方からは粛々と開催されていてよかったという話を伺いました。

事務局           式典自体は粛々と行われ、また交流の場にもなったということで、非常に有意義な会であったと思いますので、今後も継続していきたいと思います。

委員               もう一点気が付いたこととして、広報や式典において、二十歳のつどいと成人式の両方の表現がありましたので、どちらかに統一したほうが良いと思います。

事務局           式典の名称については、二十歳のつどい、表現方法は二十歳の節目という形に統一していきたいと思います。

教育長           他にご発言がないようですので、報告1「令和7年赤穂市二十歳のつどいについて」の報告を終わります。

次に、報告2「赤穂市食物アレルギー対応マニュアルの制定について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局           （ 「赤穂市食物アレルギー対応マニュアルの制定について」議案書4ページ、議案参考資料別冊に基づき説明 ）

教育長           ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

委員               アレルギーに関して、ご丁寧に対応いただきありがとうございます。赤穂市は、早い時期から食物アレルギーに対応していただいているイメージがあります。私の息子もアレルギーがあって、小麦、卵、牛乳すべてが駄目な時もあり、そういったところを配慮していただきありがたく感じました。学年が大きくなると、徐々に慣れてきたりもするので、どちらかというところ幼少期、低学年の時に気を付ければ、大人になったら大丈夫になる子供もいるようです。こういった対応マニュアルを策定し、気を付けていた

だけることによってうれしく感じました。りんごとかは、外側に付いているワックスで口腔内が腫れたといったこともよくあるようです。色々大変だろうと思いますけども、気を付けていただけたらと思います。

事務局 個別対応が必要となってまいりますので、学校園とも連携して、最低年1回は状況を確認しながら、安全を最優先に取り組んでまいりたいと思います。

委員  
事務局 アレルゲン物質の28品目をすべて対象としているのですか。  
アレルゲン物質28品目への対応については、対応マニュアルの21、22ページにありますように、アレルゲン物質が含まれる献立の情報提供を、これまでも行っております。これに加えて、新学校給食センターでは、アレルゲン物質のうち乳と卵について、専用の調理室を設けて、完全に食材を取り除き、除去食という形で調理することとしております。こちらについては、別の容器を用意して、直接手元に届くような方法で、誤食防止に努めてまいります。

委員 実は私の知人もイカのアレルギーがあり、当時は自己判断で対応するしかなかったんです。現在も最終的には同様だと思いますが、今後どんどん数が増えてくるのではないかと思います。そういった中でエピペンが必要になってくると思うのですが、現在は各学校へ設置されているのでしょうか。

事務局 アレルギー対応のエピペンについては、個人持ちのものを持ってきていただいて、学校に配備しています。誰のエピペンがどこあるかを学校毎に全職員が共有しており、研修も行っております。また、マニュアル等もございます。

教育長 他にご発言がないようですので、報告2「赤穂市食物アレルギー対応マニュアルの制定について」の報告を終わります。

次に、報告3「赤穂市部活動地域移行の進捗について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (「赤穂市部活動地域移行の進捗について」議案書5ページ、議案参考資料2～19ページに基づき説明を行った。)

教育長 ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

委員 地域移行に関して、場所の問題もあると思います。15ページを見てみましたら、公民館を活動場所としている団体もあるようです。団体の活動時間によっては、公民館の開館時間の延長なども必要になると思いますが、現状はどうなっているのでしょうか。

事務局 活動場所の施設については、活動団体が多くなれば考えていかなければならないと思います。今後担当課とも協議しながら課題

を整理していきたいと思います。

委員 公民館の閉館時間に活動したいとなれば、公民館職員の勤務時間にも関係してくると思いますが、その連携についてはどうなっていますか。

事務局 現状におきましても、公民館職員がいない時間帯に公民館登録サークル等住民の方が利用する場合には、鍵の貸出等を行っておりますので、特に公民館職員の勤務時間の延長等を行うことにはならないと考えております。

委員 地域移行されたら、先生方はこれまでと比較し、すごく負担が軽減されると思う。学校によると思いますが、これまで部活動に費やしていた時間を各学校でどのように使われると思いますか。

事務局 部活動に充てていた時間については、今後、個別学習支援、不登校対応、教材、行事の準備等に充てまして教育活動の充実に努めるよう働きかけを行ってまいりたいと思います。

委員 部活動の地域移行により、先生方はかなり時間的な余裕ができると思いますので、子供のために有効に使っていただくようよろしくをお願いします。

事務局 教員間で情報共有したり、打ち合わせ等にも使っていただいて子供達に還元できるよう伝えてまいります。

委員 9、10ページに「団体によっては、大会へ出場できない場合がある」との表現がありますが、「出場しない」ではなく「出場できない」としたことに何か理由があるのでしょうか。

事務局 特に条件があるということではなく、より楽しんで活動していきたいという指導者の意向により、大会等へ出場しない団体があるという主旨ですので、今後は、「出場しない」という表現に変更したいと思います。

委員 大会に出られると思って入会した生徒が、地域団体の意向で、出られなかったということがないように、事前にわかるようにしていただければと思います。それともう1点、11ページの各学校の部活動一覧表で、文化部に関しては、各学校で表現が違いますよね。西中学校は文化（芸術）とされており、他校では吹奏楽や和太鼓というようにはっきりわかれています。また、書道、絵画、コンピューターについてはその活動自体は個人ですよね。その受け入れをどうするかをはっきりしておかないと、地域移行になったらどこに入ったらよいか混乱が生じると思います。

事務局 まず、受け入れできる地域団体の活動内容について誤解のないようにしたいと思います。文化についても幅が広いので、説明を

施すなどして誤解がないよう対応してまいります。

委員

12ページに受け入れ条件が記載されております。例えば、最初はこの条件を満たして認定したものの、活動が始まると生徒や保護者から不満が出てきたようなことはありましたか。もしあれば、どのような対応をしたのか教えてください。

事務局

地域団体での指導内容について、本年度問い合わせがありました。それを受けて、責任者の方をお呼びして意見交換を行いました。その後、事務局ではその団体の活動を複数回視察し、また他の保護者にも聞き取りをしたうえで、問題ないことが確認されましたので、活動の継続を認めたということがございます。もし、改善がされないようであれば、登録団体の抹消を行うといった対応も考えられます。

教育長

他にご発言がないようですので、報告3「赤穂市部活動地域移行の進捗について」の報告を終わります。

その他(1)「問題行動、いじめ・不登校の状況について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局

[ 非公開案件として、問題行動、いじめ・不登校の状況について説明を行った。 ]

教育長

他にご発言がないようですので、その他「問題行動、いじめ・不登校の状況について」の報告を終わります。

その他、事務局から報告事項等がありますか。

事務局

( 令和7年第2回教育委員会を2月14日(金)午後2時から赤穂市役所第2庁舎で開催することを報告。 )

教育長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして第1回教育委員会を終了させていただきます。

お疲れさまでした。

(午後3時05分閉会)